

大分県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本県における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(令和3年12月27日付け一部改正障発1227第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「国要綱等」という。)に基づき、依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及び依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)の選定について、必要な事項を定める。

(実施主体及び地域要件)

第2条 専門医療機関の選定は、大分県知事(以下「知事」という。)がこれを行い、県内に所在地を有する保険医療機関について選定する。

2 治療拠点機関の選定は、知事がこれを行い、前項により選定された専門医療機関のうちから選定する。

(申請手続き)

第3条 専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、知事に対し、申請書(様式1号)及び添付書類(以下「申請書類」という。)を提出しなければならない。なお、提出部数は1部とする。

2 前項の申請書類は、大分県福祉保健部障害福祉課において受付を行う。

(選定の要件)

第4条 専門医療機関の要件は、国要綱等別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」に基づき、以下の(1)～(5)に掲げる要件を概ね満たす保健医療機関とする。

(1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医等の依存症の専門性を有した医師を1名以上有すると共に、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等を有することによって依存症患者を総合的に支援する体制が構築された保険医療機関であること。

(2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。

(3) 当該保険医療機関に診療対象と想定している依存症に関係なく下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。

- ①アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修
 - ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
 - ・「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」
 - ②アルコール健康障害に係る研修
 - ・重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修
 - ③薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修
 - ・依存症集団療法の算定対象となる研修
 - (4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に県等に報告できる体制を有していること。
 - (5) 当該保険医療機関において、依存症の治療、社会復帰、及び関連問題に対して、精神保健福祉センターや保健所、その他の相談機関、医療機関、民間団体（自助グループ等を含む）、依存症回復支援機関、行政等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。
- 2 治療拠点機関の要件は、国要綱等別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」に基づき、専門医療機関の要件を満たしていることに加え、以下の(1)～(4)に掲げる要件を概ね満たす保健医療機関とする。
- (1) 県内の専門医療機関の連携拠点機関として活動実績をとりまとめ、全国拠点機関に報告すること。活動実績のとりまとめに当たっては、県等と連携を図ること。
 - (2) 県内において、依存症に関する取組の情報発信を行うこと。
 - (3) 県内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施すること。
 - (4) 当該保険医療機関において、対象疾患全てについて、各々の当該研修を修了した医師が1名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理士等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていることを目指す。また、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましい。
- 3 国及び県が前二項に関する基準を改正した場合は、知事は、既に選定された専門医療機関及び知用拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。
- 4 前項の結果、専門医療機関及び治療拠点機関が改正後の基準を満たさなくなった場合は、知事は選定を解除する。

(審査)

第5条 知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の条件を満たしていると認められる場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療機関として選定する。

- 2 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

(選定の通知)

第6条 知事は、前条による審査を経て保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書(様式2号)により選定したことを通知する。

(公表)

第7条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、大分県のホームページ上に掲載すること等によって公表する。

(選定要件の確認)

第8条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第4条の選定の要件を満たしているかについて、3年ごとに確認を行うこととする。

(選定の解除)

第9条 第4条の選定の要件を満たさなくなった専門医療機関及び治療拠点機関は、知事に対して速やかに辞退届(様式3号)を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書(様式4号)を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない専門医療機関及び治療拠点機関に関し、前条に基づく確認により、第4条の選定の要件を概ね満たしていないことが判明した場合は、知事は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。なお、この場合、職権で選定の解除を行った旨を解除通知書(様式4号)に記載のうえ当該専門医療機関及び治療拠点機関に交付する。

(定期の報告等)

第10条 専門医療機関及び治療拠点機関は、診療実績等について、様式5号及び様式6号により、当該年度分を翌年度4月末までに知事に報告するものとする。

- 2 専門医療機関は、前項と別に、国または依存症対策全国拠点機関並びに県又は県指定の依存症治療拠点機関等から求めがあった場合には、必要事項を報告しなければならない。
- 3 治療拠点機関は、国又は県の求めに応じ、専門医療機関の連携拠点機関として活動実績をとりまとめ、全国拠点機関に報告しなければならない。
- 4 前項の報告に当たっては、県と連携を図るものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、令和元年9月30日から適用する。
- 2 本要綱は、令和2年1月16日から適用する。
- 3 本要綱は、令和3年12月27日から適用する。